

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日公布、施行)

この法律は、男女共同参画社会の実現が21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、その基本理念や国、地方公共団体及び国民の責務を明確にしていこうとします。

基本理念

基本理念として、国、地方公共団体、国民が取り組みを進めるうえで、基本とすべき考え方を次の第3条から7条で明示しています。

男女の人権の尊重

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

社会における制度又は慣行についての配慮

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすこと等により、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

政策等の立案及び決定への共同参画

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

家庭生活における活動と他の活動の両立

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

国際的協調

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

責務

基本理念に基づいて、以下のような国、地方公共団体、国民の責務を定めています。

国の責務

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(※積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

地方公共団体の責務

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

国民の責務

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

このように、男女共同参画社会を実現するための基本事項として、国、及び都道府県に対して男女共同参画基本計画の策定を義務づけるとともに、市町村の基本計画の策定を努力義務として課しています。